

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存 について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です（所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象）。

詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。また、津島税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。

【国税庁HP＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞確定申告＞個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存】